

ウ 淀江浄化センター

■通常試験

測定項目 \ 採水箇所	分配槽入口	塩混出口
水温、pH (※)	1 回/日	1 回/日
水温、pH	2 回/月	2 回/月
透視度		1 回/日
BOD	2 回/月	2 回/月
COD		2 回/月
SS	2 回/月	2 回/月
Cl ⁻	1 回/月	
大腸菌数		2 回/月
残留塩素		1 回/日
総窒素、全りん	2 回/月	2 回/月

■反応槽試験

測定項目 \ 採水箇所	1・2 系反応槽
水温、pH (※)	1 回/日
SV	1 回/日
MLDO (※)	1 回/日
MLSS (※)	1 回/日
水温、pH、MLSS	2 回/月

(※) 現場定置の測定器または、現場に設置しているポータブル計にて計測する。

(4) ポンプ場関係試験

■通常試験

測定項目 \ 検査対象	旭が丘 マンホールポンプ場
水温、pH、BOD、COD、SS	1 回/3 か月

※1 旭が丘マンホールポンプ場からの汚水は境港市に処理委託を行っており、境港市との覚書により委託者から境港市へ水質試験結果の報告が必要となっている。このため、受託者は上記マンホールポンプ場の水質試験を行うこと。

※2 上記に関連して、送水流量計の校正を隔年で実施し、校正報告書を委託者へ提出すること。
また、必要に応じて修繕を行い、実施した場合には修繕実施報告書に記載すること。

(【別紙 19】及び【別紙 30】を参照のこと)

2.2 雨天時放流水質

- (1) 雨天時放流水質基準を適用する降雨は、合流式下水道を対象とする内浜処理区内における総降雨量が 10mm 以上 30mm 以下の範囲の降雨とする。
- (2) 試料採取場所は、以下の施設を対象とする。
 - ア 内浜処理場 放流口
 - イ 中央ポンプ場
- (3) 水質試験は pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P のほか、流量及び降雨量を測定し、委託者へ報告すること。
- (4) BOD の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令第 5 条、第 8 条の規定に基づき、日本工業規格 K0102 21 に該当する方法により実施すること。
- (5) 雨天時放流水質基準は、平均水質に対して適用し、BOD40mg/L 以下とする。
- (6) 試料の採取回数及びタイミングは、次のとおりとする。ここで、放流開始とは雨水ポンプ 1 台目が運転開始したときをいう。
 - ア 1 回目：放流開始から 30 分後
 - イ 2 回目：放流開始から 60 分後
 - ウ 放流時には原則毎回測定とするが、詳細は協議により決定する。
- (7) 試料採取後直ちに検定又は測定に着手することができない場合は、10℃以下 0℃以上の暗所に保存すること。
- (8) 試料採取の場所や間隔は、委託者と協議を行うこと。

2.3 臨時水質等試験

値を超過するおそれがあるとき又は異常な流水を把握したときは、受託者は、直ちに必要な臨時水質等試験を実施するとともに、委託者に報告すること。

2.4 流入水、放流水中の重金属類及び揮発性有機化合物の測定

各処理場において、次表に示す流入水及び放流水中の重金属類及び揮発性有機化合物について測定を行うこと。

■流入水の重金属類及び揮発性有機化合物の測定

項 目 名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
ふっ素化合物	JIS K 0102 34.1	10・3月	10・3月	10月
鉄	JIS K 0102 57.4	10・3月	10・3月	10月
マンガン	JIS K 0102 56.4	10・3月	10・3月	10月
亜鉛	JIS K 0102 53.3	10・3月	10・3月	10月
銅	JIS K 0102 52.4	10・3月	10・3月	10月
全クロム	JIS K 0102 65.1.4	10・3月	10・3月	10月
鉛	JIS K 0102 54.3	10・3月	10・3月	10月
カドミウム	JIS K 0102 55.3	10・3月	10・3月	10月
砒素	JIS K 0102 61.2	10・3月	10・3月	10月
セレン	JIS K 0102 67.2	10・3月	10・3月	10月
総水銀	昭和46年環告59号付表1	10・3月	10・3月	10月
有機燐化合物	昭和49年環告64号付表1	10・3月	10・3月	10月
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
ベンゼン	JIS K 0125 5.2	10・3月	10・3月	10月
チウラム	昭和46年環告59号付表4	10・3月	10・3月	10月
シマジン	昭和46年環告59号付表5の第1	10・3月	10・3月	10月
チオベンカルブ	昭和46年環告59号付表5の第1	10・3月	10・3月	10月
1,4-ジオキサン	昭和46年環告59号付表7	10・3月	10・3月	10月

■放流水の重金属類及び揮発性有機化合物の測定

項 目 名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場	淀江浄化センター
鉄	JIS K 0102 57.4	5・11月	5・11月	5・11月
マンガン	JIS K 0102 56.4	5・11月	5・11月	5・11月
亜鉛	JIS K 0102 53.3	5・11月	5・11月	5・11月
銅	JIS K 0102 52.4	5・11月	5・11月	5・11月
全クロム	JIS K 0102 65.1.4	5・11月	5・11月	5・11月
鉛	JIS K 0102 54.3	5・11月	5・11月	5・11月
カドミウム	JIS K 0102 55.3	5・11月	5・11月	5・11月
総水銀	昭和46年環告59号付表1	5・11月	5・11月	5・11月
砒素	JIS K 0102 61.2	5・11月	5・11月	5・11月
セレン	JIS K 0102 67.2	5・11月	5・11月	5・11月
フェノール類	JIS K 0102 28.1	5・11月	5・11月	5・11月
ふっ素化合物	JIS K 0102 34.1	5・11月	5・11月	5・11月
全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.3	5・11月	5・11月	5・11月
ほう素	JIS K 0102 47.3	5・11月	5・11月	5・11月
ポリ塩化ビフェニル	昭和46年環告59号付表3	5・11月	5・11月	5・11月
n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	昭和49年環告64号付表4及び JISK0102（2016）付属書1Ⅱ	5・11月	5・11月	5・11月
n-ヘキサン抽出物質（動植物油類）	昭和49年環告64号付表4及び JISK0102（2016）付属書1Ⅱ	5・11月	5・11月	5・11月
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
ベンゼン	JIS K 0125 5.2	5・11月	5・11月	5・11月
チウラム	昭和46年環告59号付表4	5・11月	5・11月	5・11月
シマジン	昭和46年環告59号付表5の第1	5・11月	5・11月	5・11月
チオベンカルブ	昭和46年環告59号付表5の第1	5・11月	5・11月	5・11月
有機燐化合物	昭和49年環告64号付表1	5・11月	5・11月	5・11月
1,4-ジオキサン	昭和46年環告59号付表7	5・11月	5・11月	5・11月

2.5 ダイオキシン類測定

次表に示すとおり、放流水中のダイオキシン類について測定を行うこと。

■放流水のダイオキシン類の測定

項 目 名	計量の方法	内浜処理場	皆生処理場
ダイオキシン類	JIS K 0312 「工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」	7月	7月

【別紙 22】運転操作監視業務の要求水準

1 本業務の基本方針

運転操作業務（以下、本規定において「本業務」という。）は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施すること。

- (1) 本業務の対象施設は、【別紙 3】（業務範囲）に示すとおりとする。
- (2) 各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作に努めること。
- (3) 本件施設の各種設備及び機器の運転操作にあたり、その機能が発揮でき、かつ過度の劣化が生じないよう適正に実施すること。
- (4) 各種設備及び機器が正常に動作するよう各種設備及び機器の調整及び整備に努めること。新たに改築又は増設若しくは改造された設備及び機器等についても同様とする。
- (5) 本件施設の各種設備及び機器の故障時及び事故時等においても適切な処置を行うこと。
- (6) 的確に修繕業務を行い、適正な施設管理及び物品等調達・管理業務を行うことで本件施設の適切な維持管理に努めること。
- (7) 事故等が発生しないよう安全管理に万全を期すこと。

2 本業務の要求水準

2.1 監視室における監視、操作、記録等の作業

- (1) 受託者は、監視室において必要な事項を監視し、記録すること。
- (2) 監視室の記録については、運転状況から判断し、適正な状態であることを確認すること。なお、異常が確認された場合、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 本業務は、監視、保全管理業務及び水質試験等などから得られる情報を的確に判断し、要求水準を担保するよう運転操作を行うこと。性能規定に対する達成度の確認については、原則として以下のとおり実施すること。
 - ア 放流水質に関する法定基準及び目標基準については、受託者が実施する水質試験業務によって得られた測定結果から確認を行う。
 - イ 汚泥に関する契約基準については、受託者が実施する汚泥試験業務によって得られた測定結果により確認を行う。
 - ウ 臭気に関する法的基準については、受託者が実施する悪臭物質測定業務によって得られた測定結果により確認を行う。
- (4) 本件処理場においては、良好な水質・汚泥処理を確保するための自主管理項目及び自主管理基準を設け、適正な水処理・汚泥処理を実施すること。
- (5) 大雨、異常な水質の流入水等による処理水悪化が生じるおそれがある場合は、直ちに委託者に報告し、運転操作について適切な処置を行うこと。

2.2 現場（機側の操作盤等）における操作等の作業

- (1) 現有施設能力を十分に活用すること。
- (2) 本件設備の効率的な運転管理を行い、省エネルギー管理に努めること。
- (3) 臭気の拡散、振動及び騒音など、周辺環境に影響を及ぼすことのないように努めること。
- (4) 処理場においては、活性汚泥濃度等を適正に管理し、必要以上の汚泥を貯留しないこと。
- (5) 内浜処理場及び淀江浄化センターにおいては、脱水汚泥の含水率を低く一定となるよう努めること。
- (6) 汚泥処理に係る運転操作は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう本件処理場全体の運転管理を念頭に置き、適切な処置を行うこと。

2.3 管理日報の作成、電気室等における計器類の指示値の記録等の作業

日報、月報及び年報データは、遅滞なく委託者の指定するデータファイルに入力したうえで委託者に報告すること。なお、入力したデータを修正する必要がある場合には、委託者の承諾を得た後に修正すること。

2.4 監視室内の整理、清掃等の作業

受託者は、業務場所の清掃、不要物品等の整理に努め、快適な作業環境の維持に努めなければならない。

2.5 夜間の巡視点検（監視カメラを用いた監視を含む。）

定期的に施設内を巡回して、機器等の異常の有無を確認すること。この場合においても、運転操作監視員は、1名以上常駐しなければならない。

2.6 雨天時における中継ポンプ場の巡回点検

雨天時には、各中継ポンプ場を巡回し、異常の有無を確認すること。特に、青木ポンプ場、富益団地ポンプ場及び西福原ポンプ場においては、雨天時の流入増加時に水位が下がらない場合に現地確認が必要となることに留意する。これらポンプ場に関する雨天時の対応方法については閲覧資料にて示す。

3 監視及び業務時間に関する基本的な考え方

- (1) 本業務は、設備等を適正に運転するために常駐して行うこと。
- (2) 本業務の業務時間は、原則として以下のとおりとする。なお、常駐せず巡回のみの施設は、常駐施設における Web 監視又は携帯電話等による遠隔監視とする。

- ア 内浜処理場の水処理施設に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とする。
- イ 内浜処理場の汚泥処理施設に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とする。
- ウ 皆生処理場に関する日常業務は、一日 24 時間連続の運転操作監視とすること。
- エ 淀江浄化センターに関する日常業務は、平日昼間勤務を基本とし、一日 8 時間以上の常駐体制とするが、異常警報の一次対応など 24 時間対応が行える体制とする。
- オ 中央ポンプ場は、米子市の中心的なポンプ場であり、合流式汚水中継ポンプ場と合流式雨水排水ポンプ場を兼ねているため、日常業務は一日 24 時間連続の運転操作監視とする。

【別紙 23】汚泥試験業務の要求水準

1 本業務の基本方針

汚泥試験業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令、試験方法、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても、所定の性能を担保するため運転操作に必要なときは、自主的に汚泥試験等を行い、適切な運転操作に反映させること。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 各試験により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に保管、管理し、処分すること。
- (6) 各試験に使用する薬品類は、受託者の負担により購入し、受託者の責において管理を行うこと。なお、薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等により厳重に管理し、盗難及び紛失等の防止を図ること。
- (7) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (8) 汚泥試験結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 汚泥試験

- (1) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (2) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (3) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (4) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (5) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (6) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。
- (7) 各処理場において次表に示す項目の汚泥、消化槽試験を行うこと。

ア 内浜処理場

■汚泥・消化槽試験

検 体 測定項目	脱水機		
	供給汚泥	脱水汚泥	脱離液
pH	1 回/月		1 回/月
蒸発残留物	1 回/月		1 回/月
強熱減量率	1 回/月	1 回/月	1 回/月
含水率（公定法）	1 回/月	1 回/月	
含水率（簡易法）		2 回/日	

検 体 測定項目	重力濃縮槽			消化槽（1 系・2 系）	
	投入	越流	引抜	1 槽	引抜
pH	1 回/月	1 回/月		1 回/月	1 回/月
蒸発残留物	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月
強熱減量率	1 回/月		1 回/月	1 回/月	1 回/月

検 体 測定項目	濃縮汚泥混合槽	常圧浮上装置			圧送汚泥
	供給汚泥	供給汚泥	濃縮汚泥	分離液	
pH		1 回/月		1 回/月	1 回/月
蒸発残留物	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月
強熱減量率	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月	1 回/月

イ 皆生処理場

検 体 測定項目	圧送汚泥
pH	1 回/月
蒸発残留物	1 回/月
強熱減量率	1 回/月

ウ 淀江浄化センター

検 体 測定項目	脱水汚泥
強熱減量率	1 回/月
含水率（公定法）	1 回/月
含水率（簡易法）	1 回/日

2.2 脱水ケーキダイオキシン類測定

次表に示すとおり、内浜処理場の脱水ケーキダイオキシン類について測定を行うこと。

項 目 名	計量の方法	
ダイオキシン類	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準 の検定方法（平成 4 年 7 月 厚生省告示第 192 号）	7 月

【別紙 24】悪臭物質測定業務の要求水準

1 本業務の基本方針

悪臭物質測定業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 運転操作上必要な試験を、それぞれの設備又は機器等で定められた方法により実施し、その結果を適切な運転操作に役立たせるとともに、記録・保存し、委託者へ報告すること。
- (2) 本業務の実施にあたり遵守すべき関連法令、試験方法、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施すること。
- (3) 受託者は、本規定に示されたもの以外についても所定の性能を担保するため、運転操作に必要なときは、自主的に悪臭物質測定等を行い、適切な運転操作に反映させるものとする。
- (4) 測定機器は、随時点検及び調整を行うこと。
- (5) 常に器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めること。
- (6) 悪臭物質測定結果は、月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

- (1) 悪臭物質の測定は、1 年当たり 1 回以上とする。
- (2) 各試験を実施するに当たって、業務計画書を委託者に提出すること。
- (3) 各試験の日程について、委託者と協議し、年間計画書を提出すること。
- (4) 試験の実施に当たって、受託者が別途定める「水質等試験要領」の内容に十分留意すること。
- (5) 試験内容に関して疑義が生じた場合、その都度委託者と協議すること。
- (6) 水質等試験要領に示す試験方法等により難しい場合、又は同等の正確さをもって試験の可能な方法を採用しようとするときは、予め委託者と協議すること。
- (7) 試験結果等に係る委託者からの照会、要請等については、誠意を持って対応すること。
- (8) 試験結果等については、第三者に対し一切公開してはならない。
- (9) 性能規定を満たしている場合においても、地域住民から苦情が発生しないよう、適切な対策を講じること。
- (10) 受託者は、本件施設の悪臭物質濃度の基準を定め、この濃度以下となることを目標として、脱臭装置の維持管理を含めて悪臭防止に努めること。

■悪臭物質の測定

測定項目名	【別紙５】に示す２２項目
対象施設名	下水処理場２箇所（内浜、皆生） ポンプ場７箇所（中央、祇園、大谷、新加茂、上福原、西福原、青木）
試料採取箇所	施設敷地境界（内浜処理場は周辺３か所（資材置き場、安倍グランド横、安倍彦名団地））
試料採取日	４月～１１月の雨天時を除いた日
計量の方法	特定悪臭物質の測定方法（環境庁告示第９号（昭和４７年５月３０日公布））

【別紙 25】エネルギー管理業務の要求水準

1 本業務の基本方針

エネルギー管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 省エネルギー技術の導入及び効率的な維持管理に努め、本件施設全体での温室効果ガス排出量を削減すること。
- (2) 現状のエネルギー使用箇所やエネルギーの種類及び使用量を把握し、省エネルギー化を実現し、地球温暖化防止対策を推進すること。

2 本業務の要求水準

2.1 エネルギー管理計画の作成

本業務は、以下の事項に留意してエネルギー管理計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施する。

- (1) 作成したエネルギー管理計画を事業実施計画書に記載すること。
- (2) エネルギー管理計画には具体的な省エネルギー対策、削減目標を掲げること。
- (3) 機能の増設、運転管理方法の変更等により、エネルギー管理計画の変更又は追加が必要となった場合、エネルギー管理計画書を適宜修正し、委託者に提出すること。

2.2 達成状況報告

鳥取県地球温暖化対策条例に基づく「温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画」に関連して、達成状況を委託者に報告すること。なお、過年度の事業者取組計画は以下のとおりであるが、最新の事業者取組計画を確認すること。

（過年度の事業者取組計画）

- (1) 計 画 期 間：令和4年4月から令和7年3月まで
- (2) 原 単 位 の 指 標：二酸化炭素換算 処理水量（万 m³）
- (3) 基準年度実績値：100.528（t-CO₂/百万 m³）
- (4) 目標年度計画値：96.365（t-CO₂/百万 m³）
- (5) 増減率：4.1%減（年平均1.4%の削減）

【別紙 26】ユーティリティ管理業務の要求水準

1 本業務の基本方針

ユーティリティ管理業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の実施にあたり、委託者に計画書及び証明書を提出すること。
- (2) ユーティリティに係る月ごとの使用実績を月間業務報告書とともに提出すること。
- (3) 災害等により調達業務が滞ることがないように支援体制等を十分に整備すること。
- (4) 委託者が別途発注する工事及び調査等に使用するユーティリティ等についても調達・管理を行うこと。この場合、料金の支払については委託者と協議を行うこと。

2 本業務の要求水準

受託者は、本事業に必要なユーティリティを調達し、適正に管理すること。また、薬品及び燃料は適正な品質及び規格のものを調達すること。薬品については、調達前に委託者の承認を受けること。

3 受託者の費用負担に関する基本的な考え方

本業務に必要な費用は、各種業務費用に含むものとし、受託者が負担する。

4 契約種別

電力及び上水道の契約種別は次ページのとおりである。

4.1 電力

施設名	契約種別
内浜処理場	高圧高負荷率 TOU B 930kw
皆生処理場	高圧高負荷率 TOU A 278kw
淀江浄化センター	高圧高負荷率 TOU A 115kw
中央ポンプ場	高圧電力 A 194kw
祇園ポンプ場	低圧電力 35kw
大谷ポンプ場	高圧電力 A 29kw
新加茂ポンプ場	高圧電力 A 60kw
青木ポンプ場	高圧 TOU A 22kw
富益団地ポンプ場	低圧電力 25kw
上福原ポンプ場	高圧電力 A 35kw
西福原ポンプ場	高圧電力 A 41kw
マンホールポンプ場	低圧電力
観音寺マンホールポンプ場（真空ステーション）	低圧電力 13kw

4.2 上水道

施設名	契約種別
内浜処理場	φ 40mm
皆生処理場	φ 50mm
淀江浄化センター	φ 50mm
中央ポンプ場	φ 25 mm
祇園ポンプ場	φ 20 mm
大谷ポンプ場	φ 20 mm
新加茂ポンプ場	φ 20 mm
青木ポンプ場	φ 20 mm
富益団地ポンプ場	φ 25 mm
上福原ポンプ場	φ 20 mm
西福原ポンプ場	φ 20 mm
マンホールポンプ場	
観音寺マンホールポンプ場（真空ステーション）	

【別紙 27】廃棄処分業務の要求水準

1 本業務の基本方針

廃棄処分業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) ごみ、し渣等の一般廃棄物は、受託者の責任において適正に運搬及び処分を行うこと。
- (2) 脱水汚泥及び沈砂汚泥については、委託者の指示により、委託者が契約する専門業者への引き渡し完了まで立ち会いをし、車両への積み込み等搬出作業は、相手方に協力して行うこと。
- (3) 脱水汚泥又は沈砂等を搬出するにあたり、搬出先業者が含水率等別途指示する場合はそれに従うこと。
- (4) 産業廃棄物（脱水汚泥及び沈砂汚泥を除く。）については、受託者の責任において適正に運搬及び処分を行うこと。

2 本業務の要求水準

2.1 ごみ及びし渣等一般廃棄物の処分

一般廃棄物の搬出及び処分に係る本業務は、次の事項に留意して計画を作成し、委託者と受託者との間で協議を行ったうえで実施しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
- (2) 運搬に使用する車両は、適切に管理を行うこと。
- (3) 運搬経路の道路事情や交通事情及び周辺環境を考慮し、周辺に悪影響を与えることのないよう適切に運搬すること。
- (4) 運搬車は整備し、運搬途中での車両故障等の防止に努めること。
- (5) 運搬中は、常に衛生に心掛け、運搬物が飛散しないようシート等の覆いを掛け、運搬すること。また、過積載防止を徹底すること。
- (6) し渣等の可燃物については、米子市クリーンセンター（米子市河崎 3280 番地 1）へ運搬すること。

2.2 産業廃棄物の搬出作業、量確認のための立会い

脱水汚泥及び沈砂汚泥の引き渡し時においては、委託者が別途委託する車両への積み込み等に立ち会いをし、委託者が発行するマニフェストと一緒に引き渡すとともに、処分量の確認を行うこと。

2.3 マニフェストの整理及び管理

マニフェストに係わる事務処理を行うとともに、脱水汚泥の搬出量について月間集計報告書を委託者へ提出すること。

【別紙 28】環境整備業務の要求水準

1 本業務の基本方針

環境整備業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務のマニュアルは、発注者と協議を重ねたうえで策定し、見直しと改善、整備を行うこと。
- (2) 月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。
- (3) 環境保全にかかわる一民間企業として、自発的に施設周辺のクリーン活動等を実施し、同じ地域で活動するパートナーとして地域活動に参加すること。
- (4) 環境整備業務の各業務は、受託者が自ら実施又は外部委託等により実施すること。ここで、環境整備範囲については、閲覧資料に示すとおりとする。

2 本業務の要求水準

2.1 植栽の剪定及び管理

本件施設の作業性及び美観を損なわないよう、適切な時期に植木、植栽等の剪定・散水等の樹木管理を行い、衛生的な外観の管理をすること。

2.2 建物等諸室の清掃

建物等諸室の清掃（床面清掃を含む）を行い、建物内の環境整備に努めること。ただし、設備機器の清掃は、保守管理の一環として実施すること。

2.3 落ち葉掃き、草取り等の場内清掃

対象施設内における植栽への消毒、除草及び落ち葉掃き等による清掃を行い、場内の環境整備に努めること。なお、除草を委託する際の委託先については、地元の障害者福祉施設等の活用に配慮し、その実績を委託者へ報告すること。

2.4 除雪

積雪時には、事故防止等を目的として場内の除雪を実施すること。対象箇所は以下とするが、内浜処理場及び淀江浄化センターは脱水汚泥の搬出が必要となるため、特に留意すること。また、場内駐車場に関しても同様とするが、中央ポンプ場は特に出入りが多いため、留意する。

- (1) 維持管理上使用する場内道路、及び場外搬出車両の駐車・作業スペース
- (2) 対象施設における駐車場（来賓者用、委託者用、受託者用）

2.5 駐車場の管理

対象施設における駐車場について、使用区分（来賓者用、委託者用及び受託者用）を委託者に確認の上、不適切な駐車がないよう受託者が管理を行うこと。また、要求水準書の6.2（2）に記載した委託者が行う行政財産使用時の駐車場の管理も行うこと。

2.6 害虫駆除

対象施設の場内においてハチや蛾などの害虫が発生した場合には、これらの害虫駆除を行うこと。

【別紙 29】警備業務の要求水準

1 本業務の基本方針

警備業務（以下、本規定において「本業務」という。）の基本方針は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務の内容に関する実施頻度等は、受託者の提案とするが、対象施設の保安に努めること。
- (2) 提案内容を反映したマニュアルは、発注者と協議を重ねたうえで策定し、見直しと改善を行うこと。
- (3) 月ごとの業務実績を月間業務報告書とともに提出すること。

2 本業務の要求水準

2.1 対象施設への出入管理

対象施設への出入者（委託者を除く）の管理を行うこと。なお、中央ポンプ場の委託者の事務室への出入者は対象外とする。

2.2 門扉、対象施設内建物の開閉管理及び鍵の管理

対象施設の門扉及び建物の開閉を行うとともに、鍵の管理を行うこと。

2.3 巡回警備

常駐しない対象施設については、巡回による警備又は監視カメラを用いた監視を行うこと。なお、監視カメラの設置、巡回警備の対象及び実施頻度は受託者の任意とするが、委託者の承諾を得ること。

【別紙 30】委託の予定

業務名		場所	R8年度	R9年度	R10年度
委託業務	1 内浜処理場監視設備保守及び点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	2 皆生処理場監視設備保守及び点検業務委託	皆生処理場	○	○	○
	3 淀江浄化センター監視設備保守及び点検業務委託	淀江浄化センター	○	○	○
	4 中央ポンプ場監視設備保守及び点検業務委託	中央ポンプ場	○	○	○
	5 内浜処理場高圧受電設備保守点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	6 皆生処理場高圧受電設備保守点検業務委託	皆生処理場	○	○	○
	7 中央ポンプ場高圧受電設備保守点検業務委託	中央ポンプ場	○	○	○
	8 処理場計装機器点検業務委託	内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター	○	○	○
	9 中央ポンプ場計装機器点検業務委託	中央ポンプ場	○	○	○
	10 内浜処理場ほか2施設自家用電気工作物点検業務委託	内浜処理場、皆生処理場、中央ポンプ場	○	○	○
	11 淀江浄化センター自家用電気工作物点検業務委託	淀江浄化センター	○	○	○
	12 中継ポンプ場自家用電気工作物点検業務委託	中継ポンプ場	○	○	○
	13 内浜処理場ほか2施設非常用発電設備消防点検委託	内浜処理場、皆生処理場、中央ポンプ場(2号)	○	○	○
	14 中央ポンプ場非常用発電設備消防点検委託	中央ポンプ場(1号)	○	○	○
	15 中継ポンプ場自家発電置点検	中継ポンプ場	○	○	-
	16 無停電電源装置点検	内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター、中央ポンプ場	○	○	○
	17 中央ポンプ場等11施設消防用設備保守及び点検業務委託	内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センター、中央ポンプ場、中継ポンプ場	○	○	○
	18 内浜処理場No.1汚泥脱水機年次点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	19 内浜処理場No.2汚泥脱水機年次点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	20 内浜処理場温水ボイラー保守及び点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	21 内浜処理場ほかクレーン設備等保守点検業務委託	内浜処理場、皆生処理場、中央ポンプ場、中継ポンプ場	○	○	○
	22 内浜処理場ほかクレーン性能検査	内浜処理場、中央ポンプ場	-	○	-
	23 皆生処理場A重油地下タンク配管漏洩検査	皆生処理場	○	○	○
	24 中央ポンプ場A重油地下タンク配管漏洩検査	中央ポンプ場	○	○	○
	25 内浜処理場ガス検知器点検業務委託	内浜処理場	○	○	○
	26 内浜処理場業務用空調設備定期点検業務委託	内浜処理場	-	-	○
	27 旭ヶ丘マンホールポンプ場電磁流量計保守点検業務	旭ヶ丘MP	-	○	-
	28 内浜処理場ほか空気呼吸器検査	内浜処理場・皆生処理場	-	○	-
	29 内浜処理場ほか硫化水素濃度計定期点検	内浜処理場・皆生処理場、淀江浄化場・中央ポンプ場	○	○	○
	30 内浜処理場脱硫剤交換業務	内浜処理場	○	○	○
	31 皆生処理場脱硫剤交換業務	皆生処理場	○	○	○
	32 皆生処理場脱臭設備活性炭交換業務	皆生処理場	○	○	○
	33 皆生処理場貯水槽清掃作業	皆生処理場	○	○	○
	34 皆生処理場簡易専用水道定期検査	皆生処理場	○	○	○
	35 中央ポンプ場清掃	中央ポンプ場	○	○	○
	36 2tダンプスノータイヤ取替	内浜処理場	○	○	○
	37 淀江浄化センタークラウド監視サービス業務委託	淀江浄化センター	○	○	○
	38 情報配信サービス業務委託	マンホールポンプ場、観音寺真空ステーション	○	○	○
	39 淀江浄化センター維持管理業務委託	淀江浄化センター	○	○	○
	40 マンホールポンプ場維持管理業務委託	MP場	○	○	○
	41 観音寺真空ステーション維持管理業務委託	観音寺真空ステーション	○	○	○
	42 水質汚泥等分析業務委託	内浜処理場・皆生処理場、淀江浄化センター	○	○	○
	43 雨水放流水水質検査業務委託	内浜処理場、中央ポンプ場	○	○	○

※1 ○：受託者が自ら実施又は外部委託するもの、 -：当該年度に実施しないもの

【別紙 31】 配置する有資格者

①法令により配置が必要となる資格者（必須）

番号	資格	関連法令
1	下水道法施行令第 15 条の 3 に定める資格者	下水道法第 22 条第 2 項 下水道法施行令第 15 条の 3
2	電気主任技術者（第三種）	電気事業法第 44 条
3	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法第 14 条 労働安全衛生規則第 16 条 酸素欠乏症等防止規則第 11 条
4	危険物取扱者（甲種または乙種 4 類）	消防法第 13 条の 2
5	クレーン特別教育修了者	労働安全衛生規則第 37 条の 15 クレーン等安全規則第 21 条
6	玉掛け技能講習修了者	労働安全衛生法第 61 条 労働安全衛生規則第 20 条の 16

②業務上推奨される資格者（任意）

番号	資格	関連法令
1	第一種電気工事士	電気工事士法第 3 条、第 4 条
2	防火管理者	消防法施行令第 3 条
3	特定化学物質作業主任者	労働安全衛生法第 14 条
4	安全衛生推進者	労働安全衛生法第 11 条
5	化学物質管理者講習に準ずる講習修了者	労働安全衛生規則第 12 条 5